

平成25年 2月27日

各 支 部 長 殿

日本補償コンサルタント協会  
会 長 吉 田 昭 夫

用地調査等業務に係る所要作業時間実態調査の実施について

標記について、国土交通省土地・建設産業局地価調査課公共用地室長から平成25年2月22日付け事務連絡により依頼があったので、協力周知方よろしく申し上げます。

なお、第2回補償業務委員会において、「実際に作業を実施しているが、様式「所要作業時間等調査票」の「作業項目」欄に記載されている作業に該当しない作業があるのではないか」との指摘がありました。

については、「所要作業時間等調査票」の「作業項目」欄に記載されている作業に該当しない作業があれば、作業時間等の記入漏れが無いように、作業内容を適切に表す名称を使用し、作業時間等を記入するようご指導頂きたく併せて申し上げます。

事務連絡  
平成25年2月22日

社団法人日本補償コンサルタント協会 会長 殿

国土交通省土地・建設産業局地価調査課  
公共用地室長

用地調査等業務に係る所要作業時間実態調査の実施について（依頼）

用地調査等業務については、用地調査等業務費積算基準（案）を用いた積算を行っているところですが、昨年に続き、下記のとおり標準歩掛の検証に向けた所要作業時間等調査を行うこととしましたので、ご協力をお願いします。

## 記

### 1. 作業内容

#### (1) 対象業務

平成25年度に契約する次の調査業務のうち、予定価格が100万円を超えるもの。

- ・土地評価業務
- ・地盤変動影響調査等業務

なお、地盤変動影響調査等業務は、工事の中で発注される場合があります。

#### (2) 調査内容

対象業務の受注者に所要作業時間等調査票（以下「調査票」）を電子データで配布し、必要事項を漏れなく記入していただくとともに、所要作業時間等調査完了時後速やかに調査票を発注者に提出していただきます。

#### (3) 調査期間

平成25年3月1日以降に入札公告等を行う業務で、平成26年2月28日までに履行期限が到来するもの。ただし、調査票の収集状況により、調査期間の変更をする場合があります。

### 2. 実施内容の書面での指示

発注者は、調査の実施に関することを特記仕様書により書面で指示します。

#### 【特記仕様書記載例（土地評価業務）】

（所要作業時間等調査）

第〇条 受注者は、本業務のうち土地評価に係る所要作業時間等調査について、発注者が配布する調査票に業務に要した時間数の実態を記入し、業務完了時に提出するものとする。

2 調査票「1. 打合せ協議」、「2. 現地踏査」、「3. 地域区分及び標準地選定

作業」、「4. 標準地価格の算定」、「5. 各画地の評価格算定」、「6. 残地補償算定」及び「7. 評価格の調整」について調査票記入要領により作成するものとする。

**【特記仕様書記載例（地盤変動影響調査等業務）】**

（所要作業時間等調査）

第〇条 受注者は、本業務のうち地盤変動影響調査等に係る所要作業時間等調査について、発注者が配布する調査票に業務に要した時間数の実態を記入し、業務完了時に提出するものとする。

2 調査票のうち、「1. 打合せ協議」、「2. 現地踏査」、「24.（費用負担の説明）打合せ協議」、「25.（費用負担の説明）現地踏査」、「26.（費用負担の説明）概況ヒアリング等」、「27.（費用負担の説明）説明資料の作成等」及び「28.（費用負担の説明）費用負担の説明」については調査票記入要領により作成し、これ以外の調査票は調査対象となった物件の区分（例 事前調査 木造建物 等）ごとに「(棟当たり)」、「(敷地当たり)」又は「(戸当たり)」の数の30%（切捨て）を任意で抽出して記入するものとする。

3 前項において、30%に相当する数が10以上のときは10、10未満のときはすべてについて記入するものとする。

**3. 適正な費用の計上**

調査票を作成する費用として、対象調査業務ごとに主任技師0.5人日を計上しています。

**4. 調査票のホームページへの掲載**

2月中に次の国土交通本省ホームページに掲載する予定です。

<http://tochi.mlit.go.jp/seido-shisaku/koukyoyouchi-shutoku>